

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 24 年 11 月 6 日

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 中島 靖

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本調査は、高規格コンテナターミナルのエプロン部及び荷さばき地におけるレベル 2 地震動作用に伴う液状化の挙動解析を行い、液状化対策の新しい考え方である「固化工法による部分改良」に関する現地適用に向けた有効性について検討を行うものである。

本調査においては、液状化発生の可能性がある地盤中の部分改良（固化工法）の地震時挙動を把握するため、既往の調査研究成果にもとづき実施するものとする。

挙動解析において、実挙動を再現可能な解析を行う必要があることから、過去の被災事例、液状化再現実験（原位置および振動台実験）成果との比較検討を実施するものとする。本検討に必要な液状化再現実験成果として、①実物大模型による現地液状化再現実験データならびに、②地盤の埋め立て過程を再現可能となり、かつ境界条件の制約が比較的小さい三次元水中振動台による実験データを用いるものとする。

次に解析に使用するプログラムについて、有効応力地震応答解析において地震時の過剰間隙水圧上昇および消散過程を再現でき、かつ港湾構造物の地震時挙動の再現により精度が確認されたプログラムにより実施するものとする。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術・設備等を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

（特殊な技術・設備等）

- ・三次元水中振動台を用いて海底地震動を三次元で再現し、海上に建設された人工島造成地の特有の挙動（埋め立て過程を含む）を再現できる実施施設における実験成果を熟知し、かつ同地盤の液状化特性にも熟知していること。
- ・エプロン部及び荷さばき地といった広範囲における液状化特性知見として、模型実験のみならず発破による液状化状態を再現させての現地実験成果に基づく、液状化特性を熟知しており、併せて液状化対策の新しい考え方である「固化工法による部分改良」の適用性について熟知していること。
- ・過剰間隙水圧の湧昇・消散過程を再現できる有効応力地震応答解析を再現できるプログラムを有し、かつ上述の三次元水中振動台実験ならびに現地液状化再現実験の成果で得られた液状化特性を理解した上で、地盤の変形挙動を正しく再現するためのプログラムのソースコードを適宜改良できること。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な特殊な技術・設備等を有し、自在に駆使することができる能力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定特殊法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

高規格コンテナターミナルエプロン部等の液状化対策に関する調査研究

(2) 業務内容

- 1) 高規格コンテナターミナルのエプロン部及び荷さばき地における「固化工法による部分改良」に関する現地適用に向けた検証
- 2) 過剰間隙水圧の湧昇・消散過程を再現できる有効応力地震応答解析プログラムを用いた数値解析の実施

成果品

- 1) 成果品の種類 : 研究報告書
- 2) 体裁 : A4版及びCD-ROM版
- 3) 提出部数 : A4版1部、CD-R版2部
- 4) 提出先 : 国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所

(3) 履行期限

平成25年3月15日

3. 業務目的

本調査は、高規格コンテナターミナルのエプロン部及び荷さばき地におけるレベル2地震動作用に伴う液状化の挙動解析を行い、液状化対策の新しい考え方である「固化工法による部分改良」に関する現地適用に向けた有効性について検討を行うものである。

解析にあたっては過剰間隙水圧の湧昇・消散過程を再現できる有効応力地震応答解析プログラムによるコンピュータシミュレーション結果を用いて、三次元水中振動台ならびに現地液状化再現実験による既往実験成果との比較検討を行い、その計算手法及び結果の妥当性の検証を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係）における平成23・24年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
- ③ 近畿地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づ

く指名停止を受けている期間中でないこと。

- ④会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)設備等に関する要件

- ①三次元水中振動台を用いて海底地震動を三次元で再現し、海上に建設された人工島造成地の特有の挙動（埋め立て過程を含む）を再現できる実施施設における実験成果を熟知し、かつ同地盤の液状化特性を熟知していること。
- ②エプロン部及び荷さばき地といった広闊な範囲における液状化特性知見として、模型実験のみならず発破による液状化状態を再現させての現地実験成果に基づく、液状化特性を熟知しており、併せて液状化対策の新しい考えである「固化工法による部分改良」の適用性について熟知していること。
- ③過剰間隙水圧の湧昇・消散過程を再現できる有効応力地震応答解析を再現できるプログラムを有し、かつ上述の三次元水中振動台実験ならびに現地液状化再現実験の成果で得られた液状化特性を理解した上で、地盤の変形挙動を正しく再現するためのプログラムのソースコードを適宜改良できること。

5. 手続等

(1)担当部局

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号
近畿地方整備局 神戸港湾事務所 品質管理課 契約審査係
電話 078-333-2550 FAX 078-325-5332

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年11月6日から平成24年12月6日、(1)に同じ場所で配布。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成24年11月16日14時00分

(1)に同じとし持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口は5.(1)に同じ。

(3)当該応募者に対して企画競争の提案書の提出を要請する際の提出予定期限

：平成24年12月6日16時00分

(4)近畿地方整備局（港湾空港関係）における平成23・24年度「建設コンサルタント等」業務に

係る一般競争（指名競争）参加資格のA等級の認定を受けていない場合も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。